令和２年12月３日

公益社団法人　神奈川県環境保全協議会　御中

神奈川県知事　黒岩　祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

　日ごろより、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

　さて、県では12月３日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、特措法第24条９項に基づき、横浜市、川崎市の酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、12月７日から17日までの時短営業を要請する決定をしましたので、ご協力をお願いします。

　あわせて、業界団体や県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基づく感染防止対策を改めて徹底していただき「感染防止対策取組書」、「LINEコロナお知らせシステム」をご活用くださるよう、お願いします。

・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料・動画

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>

・県民や事業者の皆様に対する要請内容について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>

・感染防止対策取組書及びLINEコロナお知らせシステムについて

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

別　添

・知事メッセージ

問合せ先

環境農政局　総務室　明　裕敏

電話　045（210）1111　内線　4019